

庁名 松山地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟、手形訴訟、行政訴訟	8		16	6	10	10	6200円	5000円(ただし、郵便料を郵便切手で納付する場合、予納金は不要。なお、被告の数が1名増えるごとに1000円を加算する。※) ※時効取得による所有権移転登記手続請求事件等当事者多数の事件の場合は、この加算額によらず、個別に予納金額を指定する場合がありますので、事前にご相談ください。	・郵便料を郵便切手で納付する場合、当事者の数が1名増えるごとに、郵便切手3100円分(500円4枚、100円8枚、50円3枚、20円5枚、10円5枚)を追加する。
民事訴訟	控訴提起 上告提起	8	25			10	10	7050円	7050円(ただし、郵便料を郵便切手で納付する場合、予納金は不要。なお、当事者の数が1名増えるごとに、1220円を予納金額に加算する。)	・郵便料を郵便切手で納付する場合、当事者の数が1名増えるごとに、郵便切手1220円(500円2枚、110円2枚)を追加する。
民事訴訟	反訴提起 手形異議	4		8	2	4	2	3000円	2000円(ただし、郵便料を郵便切手で納付する場合、予納金は不要。なお、当事者数が1名増えるごとに、1000円を予納金額に加算する。)	・郵便料を郵便切手で納付する場合、当事者の数が1名増えるごとに、左記の郵便切手額に1220円分(500円2枚、110円2枚)を追加する。
民事訴訟	抗告提起 (対立構造がない事件)	2	3			3	3	1420円	左記郵便切手の額と同額(ただし、郵便料を郵便切手で納付する場合は予納金は不要。なお、当事者の数が1名増えるごとに、左記と同額を予納金額に加算する。)	・郵便料を郵便切手で納付する場合、当事者の数が1名増えるごとに、左記の郵便切手額に同額(1420円)を追加する。
民事訴訟	抗告提起 (対立構造がある事件)	4	4			4	4	2560円	左記郵便切手の額と同額(ただし、郵便料を郵便切手で納付する場合は予納金は不要。なお、当事者の数が1名増えるごとに、左記と同額を予納金額に加算する。)	・郵便料を郵便切手で納付する場合、当事者の数が1名増えるごとに、左記の郵便切手額に同額(2560円)を追加する。
民事執行	担保不動産競売申立て							0円	目的物件の筆数が、 1筆まで 50万円 2筆まで 60万円 4筆まで 70万円 6筆まで 80万円 10筆まで 100万円 15筆まで 150万円 16筆以上 200万円	※郵便切手の予納は不要ですが、保管金提出書等を郵送するための返信用封筒(110円切手貼付又は料金受取人払郵便のもの)を提出してください。
	強制競売申立て							0円	上記と同じ	上記と同じ
	債務名義に基づく債権差押え									※当事者数等によって、予納いただく郵便切手額が異なります。詳しくは別添の「債権執行事件申立時の予納郵便切手一覧」をご確認ください。
	養育費等に基づく債権差押え									上記と同じ
	財産開示	10		20		10	20	7400円	左記郵便切手の額と同額(ただし、郵便料を郵便切手で納付する場合は予納金は不要。)	※郵便料を予納金で納付する場合は、保管金提出書等を郵送するための返信用封筒(110円切手貼付又は料金受取人払郵便のもの)を別途提出してください。
	情報取得									※取得を求める情報によって、予納金及び郵便切手額が異なります。詳しくは別添の「情報取得事件申立時の予納金及び予納郵便切手一覧」をご確認ください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
保全	債権仮差押	7	7		2	3		4430円		・債務者の数が2名以上の場合、1名増える毎に、左記郵便切手額に1220円(500円2枚、110円2枚)を追加する。 ・第三債務者の送達場所の数が2か所以上の場合、1か所増えるごとに、左記郵便切手額に1990円(500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚)を追加する。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6	5		2	2		3690円		・債務者の数が2名以上の場合、1名増えるごとに、左記郵便切手額に1,220円(500円2枚、110円2枚)を追加する。 ・登記所の数が2か所以上の場合、1か所増えるごとに、左記郵便切手額に1,250円(500円2枚、110円1枚、50円2枚、20円2枚)を追加する。 ※決定正本に添付する目録の枚数により、左記郵便切手額から増額する可能性あり。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	6	5		2	2		3690円		・債務者の数が2名以上の場合、1名増えるごとに、左記郵便切手額に1220円(500円2枚、110円2枚)を追加する。 ・登記所の数が2か所以上の場合、1か所増えるごとに、左記郵便切手額に1250円(500円2枚、110円1枚、50円2枚、20円2枚)を追加する。 ※決定正本に添付する各種目録の枚数により、左記郵便切手額から増額する可能性あり。
保護命令	保護命令	4		7	3	5	5	3000円		
労働審判	労働審判	5		14	4	8	4	4300円 3500円 (当事者の数が1名増えるごとに、1,000円を加算する。) ※郵送費用を左記の郵便切手で納付する際は、予納金は不要。		当事者の数が1名増えるごとに、2,150円分(500円2枚、100円9枚、50円3枚、20円4枚、10円2枚)を追加する。

債権執行事件申立時の予納郵便切手一覧【陳述催告あり】

		第三債務者数				松山地方裁判所民事部債権執行係			
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
債 務 者 数	1 人	500 円 × 5 枚 270 円 × 1 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 1 枚 20 円 × 3 枚 計 3,210 円分	500 円 × 8 枚 270 円 × 2 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 2 枚 20 円 × 6 枚 計 5,090 円分	500 円 × 11 枚 270 円 × 3 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 3 枚 20 円 × 9 枚 計 6,970 円分	500 円 × 14 枚 270 円 × 4 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 4 枚 20 円 × 12 枚 計 8,850 円分	500 円 × 17 枚 270 円 × 5 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 5 枚 20 円 × 15 枚 計 10,730 円分	500 円 × 20 枚 270 円 × 6 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 6 枚 20 円 × 18 枚 計 12,610 円分	500 円 × 23 枚 270 円 × 7 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 7 枚 20 円 × 21 枚 計 14,490 円分	500 円 × 26 枚 270 円 × 8 枚 110 円 × 3 枚 50 円 × 8 枚 20 円 × 24 枚 計 16,370 円分
		返信用郵券 110 円 × 1 枚 総計 3,320 円分	返信用郵券 110 円 × 2 枚 総計 5,310 円分	返信用郵券 110 円 × 3 枚 総計 7,300 円分	返信用郵券 110 円 × 4 枚 総計 9,290 円分	返信用郵券 110 円 × 5 枚 総計 11,280 円分	返信用郵券 110 円 × 6 枚 総計 13,270 円分	返信用郵券 110 円 × 7 枚 総計 15,260 円分	返信用郵券 110 円 × 8 枚 総計 17,250 円分
	2 人	500 円 × 7 枚 270 円 × 1 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 1 枚 20 円 × 3 枚 計 4,430 円分	500 円 × 10 枚 270 円 × 2 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 2 枚 20 円 × 6 枚 計 6,310 円分	500 円 × 13 枚 270 円 × 3 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 3 枚 20 円 × 9 枚 計 8,190 円分	500 円 × 16 枚 270 円 × 4 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 4 枚 20 円 × 12 枚 計 10,070 円分	500 円 × 19 枚 270 円 × 5 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 5 枚 20 円 × 15 枚 計 11,950 円分	500 円 × 22 枚 270 円 × 6 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 6 枚 20 円 × 18 枚 計 13,830 円分	500 円 × 25 枚 270 円 × 7 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 7 枚 20 円 × 21 枚 計 15,710 円分	500 円 × 28 枚 270 円 × 8 枚 110 円 × 5 枚 50 円 × 8 枚 20 円 × 24 枚 計 17,590 円分
		返信用郵券 110 円 × 1 枚 総計 4,540 円分	返信用郵券 110 円 × 2 枚 総計 6,530 円分	返信用郵券 110 円 × 3 枚 総計 8,520 円分	返信用郵券 110 円 × 4 枚 総計 10,510 円分	返信用郵券 110 円 × 5 枚 総計 12,500 円分	返信用郵券 110 円 × 6 枚 総計 14,490 円分	返信用郵券 110 円 × 7 枚 総計 16,480 円分	返信用郵券 110 円 × 8 枚 総計 18,470 円分
	3 人	500 円 × 9 枚 270 円 × 1 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 1 枚 20 円 × 3 枚 計 5,650 円分	500 円 × 12 枚 270 円 × 2 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 2 枚 20 円 × 6 枚 計 7,530 円分	500 円 × 15 枚 270 円 × 3 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 3 枚 20 円 × 9 枚 計 9,410 円分	500 円 × 18 枚 270 円 × 4 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 4 枚 20 円 × 12 枚 計 11,290 円分	500 円 × 21 枚 270 円 × 5 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 5 枚 20 円 × 15 枚 計 13,170 円分	500 円 × 24 枚 270 円 × 6 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 6 枚 20 円 × 18 枚 計 15,050 円分	500 円 × 27 枚 270 円 × 7 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 7 枚 20 円 × 21 枚 計 16,930 円分	500 円 × 30 枚 270 円 × 8 枚 110 円 × 7 枚 50 円 × 8 枚 20 円 × 24 枚 計 18,810 円分
		返信用郵券 110 円 × 1 枚 総計 5,760 円分	返信用郵券 110 円 × 2 枚 総計 7,750 円分	返信用郵券 110 円 × 3 枚 総計 9,740 円分	返信用郵券 110 円 × 4 枚 総計 11,730 円分	返信用郵券 110 円 × 5 枚 総計 13,720 円分	返信用郵券 110 円 × 6 枚 総計 15,710 円分	返信用郵券 110 円 × 7 枚 総計 17,700 円分	返信用郵券 110 円 × 8 枚 総計 19,690 円分

(注1) 重量超過や速達等利用の場合には、切手の追納が必要となることがあります。
(注2) 陳述書返送用の封筒（長3・債権者の宛名入り）を第三債務者の数だけ提出してください。

情報取得事件申立時の予納金及び予納郵便切手一覧

松山地方裁判所

●預貯金の場合

(債務名義の還付を希望される場合は、以下の予納切手と併せて、下記⑦の債務名義還付用返信用封筒(切手貼付)またはレターパック等をご提出ください。)

第三者 1名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	2 枚	1000 円分
110 円	5 枚	550 円分
50 円	2 枚	100 円分
20 円	2 枚	40 円分
合 計		1,690 円分

第三者 2名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	4 枚	2000 円分
110 円	7 枚	770 円分
50 円	4 枚	200 円分
20 円	4 枚	80 円分
合 計		3,050 円分

第三者 3名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	6 枚	3000 円分
110 円	9 枚	990 円分
50 円	6 枚	300 円分
20 円	6 枚	120 円分
合 計		4,410 円分

第三者 4名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	8 枚	4000 円分
110 円	11 枚	1210 円分
50 円	8 枚	400 円分
20 円	8 枚	160 円分
合 計		5,770 円分

第三者 5名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	10 枚	5000 円分
110 円	13 枚	1430 円分
50 円	10 枚	500 円分
20 円	10 枚	200 円分
合 計		7,130 円分

第三者 6名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	12 枚	6000 円分
110 円	15 枚	1650 円分
50 円	12 枚	600 円分
20 円	12 枚	240 円分
合 計		8,490 円分

①保管金提出書送付費用 110円

②申立人への告知 110円

③第三者への告知 660円

④情報提供書面送付費用(裁判所宛) 590円

⑤情報提供書面送付費用(申立人宛) 110円

⑥債務者への通知 110円

⑦債務名義還付を希望する場合

債務名義還付用返信用封筒(切手貼付)又はレターパック等

第三者が1名増えるごとに追加

申立手数料 …… 収入印紙1000円(債権者・債務者1名ごと)

第三者への報酬 …… 予納金2000円(第三者1名ごと)

(※同一の第三者に預貯金及び振替社債等の情報を求める場合は4000円)

●勤務先情報の場合

(債務名義の還付を希望される場合は、以下の予納切手と併せて、下記⑦の債務名義還付用返信用封筒(切手貼付)またはレターパック等をご提出ください。)

第三者 1名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	4 枚	2000 円分
110 円	6 枚	660 円分
50 円	2 枚	100 円分
20 円	2 枚	40 円分
合 計		2,800 円分

第三者 2名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	6 枚	3000 円分
110 円	8 枚	880 円分
50 円	4 枚	200 円分
20 円	4 枚	80 円分
合 計		4,160 円分

第三者 3名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	8 枚	4000 円分
110 円	10 枚	1100 円分
50 円	6 枚	300 円分
20 円	6 枚	120 円分
合 計		5,520 円分

第三者 4名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	10 枚	5000 円分
110 円	12 枚	1320 円分
50 円	8 枚	400 円分
20 円	8 枚	160 円分
合 計		6,880 円分

第三者 5名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	12 枚	6000 円分
110 円	14 枚	1540 円分
50 円	10 枚	500 円分
20 円	10 枚	200 円分
合 計		8,240 円分

第三者 6名

切手種別	枚 数	小 計
500 円	14 枚	7000 円分
110 円	16 枚	1760 円分
50 円	12 枚	600 円分
20 円	12 枚	240 円分
合 計		9,600 円分

①債務者への送達 1,220円

②申立人への告知 110円

③第三者への告知 660円

④情報提供書面送付費用(裁判所宛) 590円

⑤情報提供書面送付費用(申立人宛) 110円

⑥債務者への通知 110円

⑦債務名義還付を希望する場合

債務名義還付用返信用封筒(切手貼付)又はレターパック等

第三者が1名増えるごとに追加

申立手数料 … 収入印紙1000円(債権者・債務者1名ごと)

●不動産情報の場合

(債務名義の還付を希望される場合は、以下の予納切手と併せて、下記⑦の債務名義還付用返信用封筒(切手貼付)またはレターパック等をご提出ください。)

第三者 東京法務局

切手種別	枚 数	小 計
500 円	4 枚	2000 円分
110 円	7 枚	770 円分
50 円	2 枚	100 円分
合 計		2,870 円分

①債務者への送達 1, 220円

②申立人への告知 110円

③第三者(東京法務局)への告知 660円

④情報提供書面送付費用(裁判所宛) 660円

⑤情報提供書面送付費用(申立人宛) 110円

⑥債務者への通知 110円

⑦債務名義還付を希望する場合

債務名義還付用返信用封筒(切手貼付)又はレターパック等

申立手数料 …… 収入印紙1000円(債権者・債務者1名ごと)

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	個人 (自己破産)	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項ホ)	右欄のとおり	110円×(債権者数+20枚)	11859円 (官報公告費用)	※法人は全て管財です。 ※申立人が同廃を希望していても、事案より管財となることがあり、その場合は以下の管財の予納金が必要です。
管財	個人 (自己破産)	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項ホ)	右欄のとおり	110円×((債権者数×2枚)+60枚)+※債務者数	15449円 (官報公告費用) + 管財人引継分	※非招集型で進行することとなった場合、官報公告費用として、更に4816円の予納が必要です。 ※管財人引継分の金額は、申立後、事案に応じて定めます。
	法人 (自己破産)	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)		※「債務者」とは破産者に対して債務を負っている者	14786円 (官報公告費用) + 管財人引継分	

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	右欄のとおり	110円×((債権者数×3枚)+15枚) 10円×35枚	13744円 (官報公告費用) + 個人再生委員報酬分	※個人再生委員を選任する必要がある事案では、個人再生委員報酬分の予納が必要です(金額は事案によります。)
通常再生	松山の代理人申立て		右欄のとおり	180円×(債権者数) 110円×(債権者数+40枚)	約28000円 (官報公告費用) + 通常再生予納金基準額表に記載の額	※官報公告費用は、掲載内容により増減があります。
	上記以外		右欄のとおり	500円×4枚 180円×(債権者数) 110円×(債権者数+40枚)		

通常再生予納金基準額表

負債総額(単位:円)		法人	個人
5000万円未満		300万円	
5000万～	1億未満	400万円	
1億～	10億未満	500万円	
10億～		600万円	